

入漁者の皆さんへ

埼玉県秩父市荒川久那四〇〇一
秩父漁業協同組合
 電話(0494)221-0460

平成19年度 入 漁 料 (消費税込)

券 年				券 日 釣			
券の名称	金額	漁具漁法(釣は道糸二本以内)	魚 種	甲種 漁業	八、四〇〇円	投網・手釣り・ルアーフライ釣り・ヤス	本流ニジマスを除く全魚種
特乙種 漁業 わかさぎ	四、五〇〇円	竿釣り・手釣り		乙種 漁業	二、六〇〇円	竿釣り・手釣り(リール釣りを除く)	わかさぎ・うぐい・おいかわ・こい・ふな うなぎ・どじょう・かじか・なます うぐい・おいかわ・こい・ふな・うなぎ どじょう・かじか・なます
県内共通券	五、〇四〇円	雑魚の竿釣り・手釣りのみ		日釣(店売)	二、一〇〇円	投網・竿釣り・手釣り 但し現場売りは 三、〇〇〇円	鮎・鱒類 本流ニジマス・わかさぎを除く魚種
日釣(店売)	六三〇円	竿釣り・手釣り 但し現場売りは 一、〇〇〇円		日釣(店売)	一、六〇〇円	竿釣り・手釣り 但し現場売りは 三、〇〇〇円	鮎・鱒類 本流ニジマス・わかさぎを除く魚種
雑魚日釣(店売)	四〇〇円	竿釣り・手釣り 但し現場売りは 五〇〇円		山女魚 岩魚		竿釣り・手釣り 但し現場売りは 三、〇〇〇円	鮎・鱒類 本流ニジマス・わかさぎを除く魚種

一、禁止漁業

さし網、三段網、瀬干、かいほり、さぐりどり、石打、羽根追い、水中発射装置使用、火光利用、電気・毒物使用、かや網、う使い、がらすうけ、岩かけ。

二、採捕禁止

十八センチ以下のこい、二十六センチ以下のうなぎ、十五センチ以下のマス類。投網コロガシ、ぎじ鮎、ドブ釣り、オランダ釣り、手釣り、ヤスは組合の定める日の正午より一月三十一日までとする。投網は、日の出から日没まで

三、漁業制限

稚鮎保護のため、流し釣り、毛針釣りは四月一日より六月三十日までではできない。(フライ釣りのみ可) 釣専用区では、エサ釣り以外は禁止。友釣り専用区では、雑魚釣り・リール釣りは可。鮎友釣をさまたげないようにすること。

山女魚・岩魚の禁漁期間は十月一日より翌年二月末日
 尚溪流では竿釣りルアー・フライ釣り以外の漁法は全て禁止する

四、巴川橋より下流の荒川本流 玉淀湖までの区間及び赤平川 小鹿野町地先 落合橋下流出合より小判沢橋までの区間の漁業制限について

漁業期間 竿エサ釣り、ルアー、フライ竿のみ、但し六月一日より友釣り専用期間中は鮎友釣が優先する。

注意事項 全河川でまき餌(おきあみ・ペレット・イクラ等)禁止。
 (溪流以外の河川の中学生以下については雑魚に限り無料、ルアー、フライも可)

五、溪流釣禁漁区域(山女魚・岩魚)

小鹿野町両神 ①小森川上流 朴の木橋より上流 ②小森川支流 滝の沢
 皆野町 ③小山川上流 出牛堰堤より上流
 秩父市大滝 ④中津川支流 大若沢金山沢出合より上流全域

六、ダム建設に伴う立入禁止区域

(滝沢ダム) 鶉平、大平橋より塩沢、大滑川橋まで約八・四キロメートル
 入漁証は必ず携行して下さい。(原則として見える所)

七、その他

甲種鑑札の写真的ないものは無効となります。
 入漁者は他人の迷惑になる行為をしないこと。
 法令規則、組合総会の議決は守って下さい。
(悪質の遊漁者に対しては告発も致します。)二瀬ダム氷上での釣りは禁止
 埼玉県漁業調整規則に違反した場合は、六ヵ月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金等の処罰を受けます。
 組合で特別釣区(キャッチアンドリリース)を設定する場合があります。

オオクチバス・コクチバス・ブルーギルを釣られた方は漁協に連絡を下さい。